

やちまた男女共同参画だより

11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。その前の2週間（11月12日から25日まで）は「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されます。

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引やセクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

アウェアネス・リボン

輪状に折った短い一片のリボンやそのイラストをアウェアネス・リボンといい、服や車などにつけて使います。リボンはその色によって様々な社会問題への理解や支援のメッセージが込められています。例えば、オレンジリボンは児童虐待防止のシンボルです。女性に対する暴力の根絶は紫色のパープルリボンがシンボルとなっています。

パープル・ライトアップ

内閣府では「女性に対する暴力をなくす運動」期間の初日である11月12日に、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京スカイツリーなどを紫にライトアップする「パープル・ライトアップ」を実施しています。毎年運動期間中に、この趣旨に賛同いただいた全国のタワーや商業施設などでも、パープル・ライトアップを実施していただいています。

パープル・ライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼び掛けるとともに、被害者に対して、「ひとりで悩まず、まずは相談をしてください。」というメッセージが込められています。

DVと児童虐待の関係

DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があります。子ども自身が直接暴力を受けている場合は当然ですが、子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと（面前DV）は子どもへの心理的虐待にあたります。また、DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができなくなる場合があります。DVや児童虐待によって、家族間の信頼関係が崩れていくこともあるのです。

相談することで解決に近づきます

暴力はその対象の性別や加害者と被害者の間柄を問わず、決して許される行為ではありません。被害を受けている人から相談されたり気づいたりした時には、その人を責めたり話を否定したりせず、「話してくれてありがとう」「あなたは悪くない」と伝えてください。DVは自分たちだけで解決するのはとても難しい問題です。被害にあって人は相談をためらっているかもしれません。被害を受けている人が専門機関に相談できるようその人を支えてください。

児童相談所全国共通ダイヤル 189

DV相談ナビ 0570-0-55210

千葉県男女共同参画センターからのお知らせ

昔話・今話・落語で考える 「笑って楽しく男女共同参画」 落語～モモタローノーリターン～

●日時

令和元年12月1日(日) 13:30～15:00 (受付 13:00～)

●場所

酒々井町中央公民館
(印旛郡酒々井町中央台4-10-1 TEL 043-496-5321)

●内容

【講師】落語家 大室亭絶好調さん

【プロフィール】小学校を退職後、ライフワークに「落語」を始める。

「五代目三遊亭円馬師匠」に指導を受け、印旛管内各地で口演を続けている。

酒々井で素人芸人集団「五色豆」を立ち上げ、年3回の「酒々井寄席」を開催。

「笑い・ゆとり・人生」をテーマに各地で講演。

●定員

70名(申込み多数の場合は抽選)

11月22日までに申込み。

※無料託児あり(1歳から就学前まで)。先着3名。

●参加費

無料

●申込方法

郵便番号、住所、氏名、電話番号を書いて

FAXまたはEメール。電話申込みも可(月曜日除く)。



●お問い合わせ

千葉県男女共同参画センター(月曜休、月曜日が祝日の場合は火曜日)

TEL 043-420-8411

FAX 043-420-8581

Eメール kenkyouse@mz.pref.chiba.lg.jp

発行

八街市総務部企画政策課

〒289-1192 千葉県八街市八街ほ35-29

TEL 043-443-1114 FAX 043-444-0815

E-mail kikaku@city.yachimata.lg.jp

発行日 令和元年11月